

令和3年 第13回浅口市農業委員会議事録

令和3年12月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	欠	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 畝山 善生 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第45号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第26号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第27号 農地法施行規則該当転用届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和4年1月14日（金））

開会（午後1時33分）

議長 それでは、お集まりをいただきありがとうございます。今年最後の農業委員会を始めたいと思います。

今年も、早いものであと16日になってしまいましたが、この1年コロナコロナで過ごした1年でもあります。また、オミクロン株、3回目の接種などがまた来年になってありますけど、コロナがなくなればいいんじゃないかなと思ってます。

それから、昨日農業委員、推進委員の会議がコンベックスで行われまして、午前の組と午後の組に分かれてあったんですが、午前の組、県南なんですけど、250名の参加がありまして、浅口だけ3名あっただけ、市町村はほとんどの委員が参加しとるといような状況で、コロナなのにこれでええんかなと思いつながら参加をさせていただきました。資料におきましては配られておりますので、後で読んでいただきたいと思っています。

それでは、これより令和3年第13回浅口市農業委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は11名で定足数に達しております。また、推進委員は13名の参加であります。

ここで私から皆様をお願い申し上げます。ご承知のとおり、新型コロナウイルス、オミクロン株の確認により第6波の到来が懸念されている状況であります。これに伴い、前回に引き続き会議時間短縮のため、本日の会議でも委員からの補足説明は座ったままで行うこと、事務局説明は簡潔に行うことといたします。ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願いをいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において13番岡田委員、1番大橋委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

635番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は2ページになります。

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和3年12月15日提出。

番号635、土地の所在地、鴨方町本庄。田、391平方メートル。

譲受人は、井原市美星町、28歳、農業。譲渡し人は、大阪府大阪市、69歳、無職。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 これ、この地図番号1と2になりますけど、場所は本庄の原田池から南へ、田渕建設のちょうど裏側になります。へえで、所有者は今大阪在住で、このたび贈与により譲受人が受け取ることになりました。問題ないと思いますから、審議のほうよろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、635番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、638番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号638、土地の所在地は全て鴨方町小坂東です。

638-1、田、618平方メートル。

638-2、田、188平方メートル。

638-3、畑、281平方メートル。

譲受人は、鴨方町小坂東、48歳、病院職員兼農業。譲渡し人は、鴨方町小坂東、81歳、無職。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 8番虫明です。

場所は、地図の3から6ページをお願いします。

まず、田のほうなんですけど、3、4ページで、農免道のほとりに大きい水車のあるかも川手延素麺の直売所がございすけれども、そこから北へ150メートルぐらいのところの位置しております。それから、畑のほうですけれども、次のページ、5から6ページなんですけど、小坂の八幡神社から北へ250メートルほどの場所に位置をしております。この3件とも譲渡し人がこれからもう管理することができないということで、譲受人がおいっ子になるそうですけれども、おいっ子との間で話がまとまったものようです。特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、638番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、641番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号641、土地の所在地は全て鴨方町小坂西です。
641-1、田、799平方メートル。
641-2、畑、571平方メートル。
641-3、畑、434平方メートル。
641-4、田、1,120平方メートル。
641-5、畑、295平方メートル。
譲受人は、鴨方町小坂西、51歳、会社員兼農業。譲渡し人は、岡山市東区、81歳、無職。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。
委員 虫明です。

この場所は、鴨方西小学校の前の農免道を西へ行くと、高速と新幹線が交わったようなところがあるんです。その新幹線に沿って上がるところが、5番が畑になっております。それをずっと向こうへ越えていくと、番号の1番、2番、3番。4番はちょっと離れたところにこういうふうに家の裏にあって、1年に1遍や2遍ぐらいは草を刈られとるようです。へえで、3番、2番、1番は、きれいに作られて畑にされてるようです。この譲受人と譲渡し人との息子さんが友達同士で、それで話がまとまったみたいで。別に問題ありませんので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、641番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、642番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号642、土地の所在地、鴨方町鴨方。田、855平方メートル。

譲受人は、鴨方町鴨方、56歳、農業。譲渡し人は、広島県広島市、61歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。

地図は9ページ、10ページになります。

場所は、鴨方浄化センターの西側約100メートルぐらいのところにあります。この土地は、譲受人のところがずっと今まで作られておりまして、このたび譲られる話になったということを聞いてます。別に問題ないかと思われまます。ご審議よろしくお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、642番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、643番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号643、土地の所在地、鴨方町六条院東。田、144平方メートル。
譲受人は、鴨方町六条院東、45歳、公務員兼農業。譲渡し人は、鴨方町六条院
中、49歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡邊です。
この案件の場所は、旧JA岡山西の四条原店から南西約400メートルぐらい行っ
た旧県道沿いにあります。譲渡し人のほうが管理ができなくなり、近隣の方に譲り渡
すということでもあります。現在もその譲受人のほうが管理をしております。問題ない
と思われれますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、643番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第44号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
645番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は3ページになります。
議案第44号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和3
年12月15日提出。
番号645、土地の所在地、金光町占見新田。登記地目、田。現況地目、畑。67
平米。
譲受人は、金光町占見新田、85歳、無職。譲渡し人は、倉敷市連島町、79歳、
無職。転用目的は、住宅拡張です。施設の概要は、駐車場3台。全体面積282.4
6平方メートル。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たし
ていると考えられます。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 1番大橋です。
位置図は13ページから14ページで、場所は金光公民館から北へ約300メータ
ーのところですが、本件の隣にお住まいの方が駐車場が必要となり、このたび譲り人との
話合いがまとまり、申請となりました。特に問題はないと思われれますので、ご審議
よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、645番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、646番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号646、土地の所在地、金光町占見。田、892平方メートル。

譲渡し人は、埼玉県川越市、83歳、農業。譲受人は、倉敷市平田、不動産事業者。転用目的は、建て売り住宅。施設の概要は、建て売り住宅3棟、637.74平方メートル、木造2階建てスレートぶき、建蔽率は24.87%から27.92%、全体面積は892平方メートルです。農地区分は2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。

位置図は15、16ページになります。

場所は、榊池からちょっと北へ200メートルほど入ったところです。並びに5軒ほど転用している続きの土地を今回売却するという事らしいです。この位置は生活環境や交通の便がよく、所有者との土地の売買の話がまとまったということです。土木委員の承諾もいただいています。特に問題はないというふうに思われますので、審議のほうよろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、646番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第45号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は4ページ並びに5ページとなりますので、ご覧ください。

議案第45号農用地利用集積計画について。令和3年12月15日提出。

説明をいたします。

今回の議案番号39番から47番の9件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は6名、農地は11筆です。更新が4筆、新規が7筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

契約期間は、3年以上6年未満が11筆となっております。

続きまして、6ページへ移ります。

1の(1)地目別設定面積について説明いたします。

田1万802平方メートル、畑ゼロ平方メートル、計1万802平方メートルです。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第26号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は7ページになります。

報告第26号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和3年12月15日提出。

番号636の土地の所在地は全て金光町占見です。

636-1、畑、353平方メートル。

636-2、田、778平方メートル。

借受人は、金光町占見、52歳、医師兼農業。貸出人は、金光町占見、73歳、農業。合意年月日、引渡し年月日は令和3年10月28日です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第27号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。

639番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は8ページになります。

報告第27号農地法施行規則該当転用届について。令和3年12月15日提出。

番号639、土地の所在、鴨方町益坂。地目、田。面積210平方メートルのうち1.44平方メートル。

申請人は、東京都世田谷区、携帯電話事業者。施設の概要は、携帯電話無線基地局1基、1.44平方メートルです。農地区分は2種です。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 地図は17、18になりますけど、この土地を楽天モバイルのアンテナという格好でやります。ほんで、山陽自動車道と今の農免道ですか、その間の土地ですから問題

ないと思いますから、よろしく審議のほどお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いいたします。

事務局 ①耕作放棄地対策に対する提案の回答について

②利用意向調査の発送について

③農業委員手帳について

④岡山県農業会議の研修会について

⑤農業委員会法改正5年経過に伴うアンケート調査について 最後、6件目です。

⑥次回の委員会について

議長 ほかにないようですので、本日の委員会は以上、閉会とします。

ご苦労さまでした。よいお年をお迎えください。

閉会（午後2時00分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩